

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業
事業契約書(案)新旧対照表

No	契約書	契約約款	別紙	頁	第1章	第1節	第1条	2	(1)	項目等	修正前	修正後												
1		○		3	第3章		第10条			(事業期間)	<table border="1"> <tr> <td>1期工事(必須)</td> <td>多目的広場、第1駐車場、第1駐輪場</td> </tr> <tr> <td>1期工事(任意)※</td> <td>地下式調整池、遊具施設ゾーン、弓道場</td> </tr> <tr> <td>2期工事</td> <td>庭球場、フレキシブルコート、クラブハウス、レクリエーション公園の内遊具施設ゾーン以外の施設</td> </tr> </table>	1期工事(必須)	多目的広場、第1駐車場、第1駐輪場	1期工事(任意)※	地下式調整池、遊具施設ゾーン、弓道場	2期工事	庭球場、フレキシブルコート、クラブハウス、レクリエーション公園の内遊具施設ゾーン以外の施設	<table border="1"> <tr> <td>1期工事(必須)</td> <td>多目的広場(メイン広場、サブ広場、陸上トラック)、第1駐車場、第1駐輪場</td> </tr> <tr> <td>1期工事(任意)※</td> <td>地下式調整池、遊具施設ゾーン、弓道場、多目的広場(観客席)</td> </tr> <tr> <td>2期工事</td> <td>庭球場、フレキシブルコート、クラブハウス、レクリエーション公園の内遊具施設ゾーン以外の施設</td> </tr> </table>	1期工事(必須)	多目的広場(メイン広場、サブ広場、陸上トラック)、第1駐車場、第1駐輪場	1期工事(任意)※	地下式調整池、遊具施設ゾーン、弓道場、多目的広場(観客席)	2期工事	庭球場、フレキシブルコート、クラブハウス、レクリエーション公園の内遊具施設ゾーン以外の施設
1期工事(必須)	多目的広場、第1駐車場、第1駐輪場																							
1期工事(任意)※	地下式調整池、遊具施設ゾーン、弓道場																							
2期工事	庭球場、フレキシブルコート、クラブハウス、レクリエーション公園の内遊具施設ゾーン以外の施設																							
1期工事(必須)	多目的広場(メイン広場、サブ広場、陸上トラック)、第1駐車場、第1駐輪場																							
1期工事(任意)※	地下式調整池、遊具施設ゾーン、弓道場、多目的広場(観客席)																							
2期工事	庭球場、フレキシブルコート、クラブハウス、レクリエーション公園の内遊具施設ゾーン以外の施設																							
2		○		10	第5章	第2節	第29条			(工期の変更)	<p>第29条 本市が事業者に対して工期の変更を請求した場合は、本市及び事業者は、協議により当該変更の当否を決定するものとする。ただし、当該協議が不調に終わった場合は、本市が当該変更の当否を決定するものとし、事業者は、これに従わなければならない。</p>	<p>第29条 本市が事業者に対して工期の変更を請求した場合は、本市及び事業者は、協議により当該変更の当否を合理的な裁量に基づき決定するものとする。ただし、当該協議が不調に終わった場合は、本市が当該変更の当否を決定するものとし、事業者は、これに従わなければならない。</p>												
3		○		12	第5章	第5節	第37条			(設計及び建設・工事監理業務の契約保証)	<p>第37条 事業者は、設計及び建設・工事監理業務の契約保証として、本事業契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。この場合において、付された保証が第3号又は第4号のいずれかの場合にあつては、事業者が別途定める保証若しくは履行保証保険契約又は請負人をして別途定める保証若しくは履行保証保険契約を締結した後、直ちに当該保証証券を市に寄託しなければならない。</p>	<p>第37条 事業者は、設計及び建設・工事監理業務の契約保証として、本事業契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。この場合において、付された保証が第3号又から第5号のいずれかの場合にあつては、事業者が別途定める保証若しくは履行保証保険契約又は請負人をして別途定める保証若しくは履行保証保険契約を締結した後、直ちに当該保証証券を市に寄託しなければならない。</p>												
4		○		13	第5章	第5節	第37条	5		(設計及び建設・工事監理業務の契約保証)	<p>5 事業者が第1項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、第4号に掲げる保証保険契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。</p>	<p>5 事業者が第1項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、第4号又は第5号に掲げる保証保険契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。</p>												
5		○		13	第5章	第5節	第37条	7		(設計及び建設・工事監理業務の契約保証)	—	<p>7 契約保証金は、設計及び建設・工事監理業務の履行後、本施設の最終引渡日以降速やかに還付するものとする。この場合において、利息等の付与は行わないものとする。</p>												
6		○		24	第7章	第3節	第64条			(維持管理及び運営業務の変更)	<p>第64条 本市及び事業者は、本市が事業者に対して維持管理及び運営業務の内容の変更を請求した場合は、協議により当該変更の当否を決定するものとする。この場合において、当該協議が不調に終わったときは、本市が当該変更の当否を決定するものとし、事業者はこれに従わなければならない。</p>	<p>第64条 本市及び事業者は、本市が事業者に対して維持管理及び運営業務の内容の変更を請求した場合は、協議により当該変更の当否を決定するものとする。この場合において、当該協議が不調に終わったときは、本市が当該変更の当否を合理的な裁量に基づき決定するものとし、事業者はこれに従わなければならない。</p>												
7		○		24	第7章	第3節	第64条	2		(維持管理及び運営業務の変更)	<p>2 本市及び事業者は、事業者が不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により本市に対して維持管理及び運営業務の内容の変更を請求した場合は、協議により当該変更の当否を決定するものとする。この場合において、当該協議が不調に終わったときは、本市が当該変更の当否を決定するものとし、事業者はこれに従わなければならない。</p>	<p>2 本市及び事業者は、事業者が不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により本市に対して維持管理及び運営業務の内容の変更を請求した場合は、協議により当該変更の当否を決定するものとする。この場合において、当該協議が不調に終わったときは、本市が当該変更の当否を合理的な裁量に基づき決定するものとし、事業者はこれに従わなければならない。</p>												
8		○		32	第12章		第87条			(期間満了時の取扱い)	<p>事業者は、本事業契約の終了に当たり、本市が継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、維持管理及び運営業務に係る必要事項を本市に説明し、事業者が使用した維持管理及び運営業務に関する操作要領、申送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、維持管理及び運営業務の引継ぎに必要な協力を行わなければならない。</p>	<p>事業者は、本事業契約の終了に当たり、本市が継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、維持管理及び運営業務に係る必要事項を本市に説明し、事業者が使用した維持管理及び運営業務に関する操作要領、申送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、維持管理及び運営業務の引継ぎに必要な協力を行わなければならない。また、選定事業者が付帯施設を整備している場合、原則として、当該付帯施設を撤去して市に引き渡すこと。ただし、事業期間終了前に市と事業者で協議し、撤去する必要がないと市が判断した場合、市に対して当該付帯施設を無償で譲渡するものとする。</p>												

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業
事業契約書(案) 新旧対照表

No	契約書	契約約款	別紙	頁	第1章	第1節	第1条	2	(1)	項目等	修正前	修正後
9			1	46						別紙1 用語の定義(第1条関係)	(7)「事業契約書等」とは、(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業契約書及び事業契約約款並びにその事業契約の締結以降に、本事業に関し、本市及び事業者の合意を記載した一切の書類をいう。	(7)「事業契約書等」とは、(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業契約書及び事業契約約款並びにその事業契約の締結以降に、本事業に関し、本市及び事業者の合意を記載した一切の書類をいう。
10			4	53						① 設計及び建設・工事監理業務のサービス対価	割賦手数料の算出に当たっては、元利均等払いを前提とし、割賦手数料は基準金利と事業者の提案による利ざや(スプレッド:●●%)による割賦利息相当額の合計とする。基準金利は、本施設の引渡し予定日の2営業日前の財務省が公表する国債金利情報の10年物国債金利レートとする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合は、基準金利を0%とする。	割賦手数料の算出に当たっては、元利均等払いを前提とし、割賦手数料は基準金利と事業者の提案による利ざや(スプレッド:●●%)による割賦利息相当額の合計とする。基準金利は、本施設の引渡し予定日の2営業日前の東京時間午前10時30分現在の東京スワップレート(TONA 参照)・リフィニティブのコード”JPTSTOA=RFTB”に揭示されている TONA ベース 10年物(円/円)金利スワップレートとする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合は、基準金利を0%とする。
11			4	53				3		3 支払方法	② 開園準備業務のサービス対価の支払方法について	② 開園準備業務のサービス対価の支払方法
12			4	54				3		3 支払方法	② 維持管理及び運営業務のサービス対価の支払方法	③ 維持管理及び運営業務のサービス対価の支払方法
13			5	64				1		1 設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の改定に関する基本的考え方	・金利変動による割賦手数料の改定は、基準金利を10年後に見直すこととし、基準金利の改定は本施設の引渡日の10年後の2営業日前の財務省が公表する国債金利情報の10年物国債金利レートとする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合は、基準金利を0%とする。	・金利変動による割賦手数料の改定は、基準金利を10年後に見直すこととし、基準金利の改定は本施設の引渡日の10年後の2営業日前の東京時間午前10時30分現在の東京スワップレート(TONA 参照)・リフィニティブのコード”JPTSTOA=RFTB”に揭示されている TONA ベース 10年物(円/円)金利スワップレートとする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合は、基準金利を0%とする。